

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金 Q&A

	質問	回答
1	補助の対象となるLED照明器具はどのようなものか。	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）で、補助対象経費の総計が、10万円以上である事業が補助の対象になります。</p> <p>※固有エネルギー消費効率がトップランナー基準目標値である以下の条件を満たしていること。</p> <p>【光源色が昼光色・昼白色・白色の場合】 100ルーメン/ワット以上であること。</p> <p>【光源色が温白色・電球色の場合】 50ルーメン/ワット以上であること。</p>
2	中古品及びリース品は補助対象となるか。	補助の対象外となります。
3	国や県など他の補助金等の併用は可能か。	本事業は国費を充当し実施しているため、原則併用不可です。
4	事業所が市内に複数あるがそれぞれ申請可能か。	市内にある事業所は補助の対象となりますが、申請は1事業者につき1回のみとなります。複数の事業所で補助対象設備を導入する場合は、まとめて申請してください。ただし、上限額は申請したすべての事業所あわせて50万円となります。
5	申請受付の期間について知りたい。	令和8年5月1日（金）午前8時30分～令和8年12月28日（月）午後5時15分までです。なお、予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。
6	補助対象者はどのような事業者か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所を有する事業所であること。</li> <li>・宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。</li> <li>・公序良俗に反することを事業目的とする事業者</li> <li>・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者</li> <li>・市税を滞納していないこと。</li> </ul>
7	本店は市外にあり、事業所が市内に所在する場合は、補助対象となるか。	市内の事業所において事業を実施する場合は、補助の対象となります。なお、市外の事業所等は補助の対象外となります。
8	賃借している事業所に補助対象設備を設置する場合、補助の対象となるか。	所有する市内事業所に設置されている既存照明器具をLED照明へ更新する場合のみ、補助の対象となります。
9	所有する施設を賃借している（ビルオーナーや不動産賃貸業を営むもの等）が、賃借先に使用させている機器の更新は対象となるか。	所有する施設の賃貸を事業としており、賃借先に使用させている機器を更新する場合は、対象となります。ただし、補助対象機器は、市内の事業所において事業の用に供する必要があるため、賃借先が事業所ではない場合（賃貸用アパート等の居住の用に供する施設）は対象なりません。
10	所有する施設を賃借している（ビルオーナー、不動産賃貸業を営むもの等）が、共用部分や管理人室の器具の更新は申請の対象となるか。	事業の用に供する事業所における共用部分（賃貸先に使用させている場合に限る）や管理人室については補助の対象となります。しかし、居住の用に供するマンションやアパート等は補助の対象外となります。
11	複数の事業を営んでおり、個人事業主と法人を掛け持ちしている場合は両方補助の対象となるか。	1事業者につき1つの申請となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、補助要件を満たす場合はそれぞれが補助の対象となります。
12	住宅宿泊事業を運営する施設は補助の対象となるか。	<p>住宅宿泊事業を実施することができる施設は、「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」、「入居者の募集が行われている家屋」、「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」のいずれかが条件となりますが、すべて居住が前提の施設となることから、補助の対象外となります。</p> <p>ただし、旅館業法上における営業許可を取得し、当該施設が事業の用に供すると認めることができる場合には、補助の対象となります。</p>
13	照明器具の工事をすでに行ってしまった場合は補助の対象となるか。	工事に着工等する前に交付申請を行う必要があるため、補助の対象外です。
14	今あるLED照明設備を交換する場合は補助の対象になるか。	既存のLED以外の照明器具をLED照明器具に交換することが条件となるため、補助の対象外となります。
15	建築物の増改築に伴い、新規にLED照明器具を増設する場合は、補助の対象となるか。	対象外となります。既存の照明器具（LED照明器具以外）からLED照明器具へ入れ替えを行う場合が補助の対象となります。
16	電球や蛍光管交換のみの場合は補助の対象になるか。	対象外となります。入れ替えに伴い安定器の撤去やバイパス工事等が伴うものについても既存の照明器具を交換せず電球や蛍光管部分の交換のみの場合は補助の対象外となります。
17	事業所と住宅が一体である場合は補助の対象となるか。	導入する機器を事業の用に供する場所に設置する場合は、補助の対象となります。そのため、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面等をお示しいただく必要があります。
18	事業所敷地内に設置する屋外照明器具を更新する場合は補助の対象となるか。	「事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器」ということが確認できれば、補助の対象となります。 ※外壁に設置されている看板を照らす照明器具のLED化など

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金 Q&A

	質 問	回 答
19	補助の対象となる経費について。	<p>補助対象機器の購入及び設置工事に係る費用となります。</p> <p>ただし、次に掲げるものは補助対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税額</li> <li>・既存機器の処分に係る費用</li> <li>・その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費</li> <li>・補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費</li> </ul>
20	自社製品を導入した場合は 補助の対象になるか。	<p>自社製品又は、関連事業者に係る調達分について、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類をご用意いただき、申請してください。</p>
21	自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。	<p>自社施工又は、関連事業者に係る施工については、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類をご用意いただき、申請してください。</p>
22	設置工事等の請負事業者に制限はあるか。	<p>市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であることが要件となります。</p>
23	交付される補助金額について。	<p>補助対象経費の1/3又は50万円のいずれか低い額となります。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。なお、補助対象経費の下限を10万円としているため、最小で33,000円、最大で50万円の補助となります。</p>
24	契約書や領収書等の各種添付書類の名義は同じでなくてもよいか。	<p>ご提出いただく契約書や領収書等は事業者名義（申請者）である必要があります。ご提出いただく書類の名義はそろえていただくようお願いします。</p>
25	実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。	<p><b>令和9年1月29日（金）午後5時15分（最終期限）まで</b>となります。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消されますので、ご注意ください。</p>
26	ローン支払い等により、領収書が出ない場合はどうすればよいか。	<p>補助対象設備の設置にかかる経費の支払いを受けた事業者が支払い証明書を発行してください。</p>
27	補助金の振込先は申請者名義以外の口座でも可能か。	<p>申請者と口座名義人は同一にしてください。</p>
28	申請から交付決定までの期間はどれくらいか。	<p>不備のない申請書が提出されてから、1～2週間ほどかかります。なお、実績報告書の提出を受けて、補助金の確定通知書を発行する期間も上記程度の期間を要します。</p>
29	補助金の確定から補助金の支払いまでの期間はどれくらいか。	<p>請求書の受理後、3週間ほどかかります。</p>